

はじめに

府教育委員会においては、平成 11 年 4 月に「教育改革プログラム」を策定し、情報教育の推進について「高度情報社会に生きる児童・生徒が、情報や情報機器を主体的に選択し活用するとともに、情報を積極的に発信することができる基礎的な資質や能力を養い、あわせてプライバシーの保護等、基本的ルールを身につけさせ、情報モラルの育成に努める。」との具体的取組を示しました。

また、平成 15 年度から実施されている高等学校の新学習指導要領においては、必ず履修する教科「情報」や、新たに設けられた「総合的な学習の時間」を始めとしたすべての教科・科目等で、「生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用できるようにするための学習活動の充実に努める」こととされています。

このような観点から、これからの高度情報通信社会に対応した学習環境の充実を図るため、学校情報ネットワーク整備事業を平成 12 年度から進め、平成 13 年度には府立高等学校全校での運用を開始しました。

本事業は、府教育センターと各府立高等学校とを専用の光ファイバー通信回線で常時接続し、LAN 教室等のコンピュータ教室や学校図書館など、学校内の必要な場所にコンピュータを設置し、生徒が情報機器やインターネット等の情報通信技術を身近に使える環境を、府立高等学校全校に整備したものであります。また、本事業のねらいは、生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、主体的、意欲的に学び、考える力や自分の意見を積極的に主張できるコミュニケーション能力を一層伸ばしていくことにあります。

本事業の一環として、平成 13 年度に学識経験者、府教育委員会事務局、府教育センター、府立高等学校教員による情報モラル指導方法研究委員会を設置し、高等学校における情報モラルの指導等に関する事例の収集と研究を行い、この成果に基づき、本書を作成しました。

インターネット上に流れる有害情報は、数年前には想像もできないくらい急速に増加し、氾濫しています。コンピュータネットワークは、情報の伝達が速く、直接外部にアクセスすることから、「生徒が有害情報を見てしまう」、「あやまって個人情報を送信してしまう」などの問題事象が起こる可能性があります。またネットワーク上ではさまざまな人権侵害事象が生起しており、生徒が気付かないうちに人権侵害の加害者や被害者になってしまうことも考えられます。このような事態を未然に防止するためには、フィルタリングによって有害情報へのアクセス防止環境を作るとともに、情報モラルの育成が必要です。その際には、まず教職員自身が、情報に対する判断力や処理能力・情報管理能力を高めるとともに、人権意識の高揚を図り、生徒が安全な環境で自主的・主体的に情報に接する姿勢を育成する指導が望まれます。

情報モラルの育成は、技術革新による高度情報通信ネットワーク社会の移行に伴って、早急に進める必要がある教育課題のひとつであることから、各学校で教職員が生徒に指導する際の参考となるよう、本書を作成いたしました。本書が、各学校の情報モラルの指導に役立つことを願うとともに、情報モラル指導方法研究委員会、執筆協力者及び本書の作成に御協力いただきました皆様に感謝の意を表します。

平成 15 年 9 月 一部改訂

大阪府教育委員会事務局

教育振興室長